

レベル (本部判断)	本研究科におけるステージ	総合	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学内会議	学生の課外活動	図書館の利用	事務体制	入構の取扱い
0	グリーン	通常	基本的に通常の研究活動を行うことができます。 (入構時間は平常時の80%~100%を目安とします。)	対面授業、もしくは対面・オンライン授業を組み合わせて実施します。	業務の効率化の観点からオンライン会議を推奨します。	感染症拡大の防止措置を講じた上で、通常の活動を認めます。	感染症拡大の防止措置を講じた上で開館します。詳細は図書館 ホームページでお知らせします。	ほぼ通常どおりの勤務となりますが、積極的 に時差通勤、在宅勤務を活用します。	各門から入構できます。 ただし、感染症拡大の防止措置を講じる場合があります。
0.5	イエロー (6/29)**	一部制限	感染症拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。(入構時間は平常時の50パーセント以下を目安とします。)	原則としてオンライン講義のみ、ただし、後期課程学生・大学院修士・博士課程学生については、少人数のゼミや研究等を行うことを認めます。 (その場合の入構時間は平常時の50パーセント以下を目安とします。また、少人数のゼミについては使用する教室で前後左右で1席分のスペースを空けられる人数までとします。)	会議は積極的にオンライン会議を 利用してください。どうしても対 面会議が必要な場合は、30人以 下であれば認められます。	原則として禁止、ただし、真に必要を得る理由 でオンラインのみ入館を利用する場合は事前申請 による事前承認を利用する場合には事前に 感染防止対策を講じることを条件として、学生 支援課の承認を得た上で時差通勤などを認めま す。 なお、感染状況を鑑み、原則禁止となる場合 もあります。	平日及び休日を短期開館とします。 館内では閲覧及びメディアパーク(座席の間 引きを行い、グループ学習室及び飲食スペース を閉鎖)とします。 学外者の入館を停止します。	時差通勤や在宅勤務を活用して行います。 (出勤者数は70パーセント程度を上限と します。)	学部学生については後期課程における卒業研究や少人数ゼミ及び卒業に 必要な演習・実習のため、大学院学生については研究室における研究活 動や少人数ゼミ又は学位論文作成のため、必要な場合に入構を認めま す。なお、一日に学内で活動できる時間は3コマ相当を限度とします。 これにあてはまらない学生についても、図書館及び情報教育棟の利用 は通常通りで、必要に応じて希望する学生に対して予約制 による入構を認めます。また、証明書の発行等のために短時間入構す ることは認められます。 教職員については、左記の指針を踏まえて入構の要否を検討してくださ い。 正門からのみ入構可能です。入構には、学生、教職員とも申請手続と身 分証の提示が必要です。(ICIT等を活用した確認方法を検討中です。) なお、研究科長室の許可を得ない一般の方の入構は原則として認められ ません。
1	オレンジ (6/15)**	制限-小	研究活動は行えますが、感染症拡大に最大限の配慮を しつつ、可能な限り構内での滞在時間を減らし、自 宅での作業を検討してください。(入構時間は平常 時の30パーセント以下を目安とします。)	原則としてオンライン講義のみ、ただし、後期課程学生・大学院修士・ 博士課程学生については、少人数のゼミや研究等を行うことを認めま す。(その場合の入構時間は平常時の30パーセント以下を目安としま す。また、少人数のゼミについては使用する教室で前後左右で1席分の スペースを空けられる人数までとします。)	会議は積極的にオンライン会議を 利用してください。どうしても対 面会議が必要な場合は、10人以 下であれば認められます。	原則として禁止、ただし、真に必要を得る理由 でオンラインのみ入館を利用する場合には事前 に申請して許可を得てください。	平日を短期開館とし、夜間及び休日開館を中 断とします。 館内では閲覧及びメディアパークを利用停 止とし、グループ学習室及び飲食スペースを 閉鎖とします。 学外者の入館を停止します。	時差通勤を奨励するとともに、業務の性質 上、可能なものは、交代等により在宅で行 います。(出勤者数は60パーセント程度を 上限とします。)	学部学生については後期課程における卒業研究や少人数ゼミのため、大 学院学生については研究室における研究活動や少人数ゼミ又は学位論文 作成のため、必要な場合に入構を認めます。なお、一日に学内で活動で きる時間は2コマ相当を限度とします。 これにあてはまらない学生についても、図書館及び情報教育棟の利用 は通常通りで、必要に応じて希望する学生に対して予約制 による入構を認めます。また、証明書の発行等のために短時間入構する ことは認められます。 教職員については、左記の指針を踏まえて入構の要否を検討してくださ い。 正門からのみ入構可能です。入構には、学生、教職員とも申請手続と身 分証の提示が必要です。(ICIT等を活用した確認方法を検討中です。) なお、研究科長室の許可を得ない一般の方の入構は原則として認められ ません。
2	レッドA (6/1)**	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小 限の研究関係者のみの立ち入り許可されます。 立ち入る研究関係者は構内での滞在時間を減らし るとともに、それ以外の研究関係者は自宅での作業 となります。(入構時間は平常時の20パーセント 以下を目安とします。)	オンライン講義のみ (他に配備場所がない教員に限って、学内施設からの配属を認めま す。)	オンライン会議のみ 全面禁止	原則休憩とします。 教員及び学生向けに、貸出中の図書等の返却期 限一括延長を行い、電子ジャーナル等のオン ラインサービス継続します。 教員は、事前申請による購読に必要な資料の 出納、貸出及び発着が可能です。そのための 時間を入館(平日10時~12時、13時~14時 の2回)が可能です。 学生については入館停止とします。ただし、 学位論文執筆のため資料を必要とする本学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	必要最小限の人数での交代勤務、その他の 勤務は在宅勤務とする。(出勤者数は40 パーセント程度を上限とします。)	大学院生については、研究室における研究活動又は学位論文作成のた め、必要な場合に入構を認めます。ただし、一日に学内で活動できる時 間は2コマ相当を限度とします。 また、これにあてはまらない学生についても証明書の発行等のために短 時間入構することは認められます。 教職員については、左記の指針を踏まえて入構の要否を検討してくださ い。 一部の業務については、中断、休止します。 正門からのみ入構可能です。入構には学生、教職員とも身分証の提示と 所定の様式(様式4)の提出が必要です。なお、一般の方の入構は認め られません。	
3	レッドB	制限-大	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研 究員も可)の研究への立ち入り許可されます。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被るこ とになる、長期間にわたって継続している実験を遂 行中の研究スタッフ。 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関 わる研究スタッフ。 3) 生物の世話、液体廃棄物の補充、冷凍庫管理など 研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一 時的に入室する研究スタッフ。 (入構時間は平常時の10パーセント以下を目安と します。)	オンライン講義のみ (学内施設からの配属はできません。他に配備場所がない教員の授業 は、開講母体の判断に基づき開講取りやめを認めます。)	オンライン会議のみ 全面禁止	完全休憩とし、教員及び学生の入館を停止し ます。 電子ジャーナル等のオンラインサービスは継 続します。 学位論文執筆のため資料を必要とする本学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	原則として職員は在宅勤務とします。(出 勤者数は20パーセント程度を目安としま す。)	研究室に所属し、研究活動に従事する以外の学生の入構は原則認められ ません。ただし、証明書の発行等のために短時間入構することは認めら れます。 正門からのみ入構可能です。入構時には身分証を提示し、所定の様式 1(研究室に所属し研究活動に従事する学生・研究員等については様式 1、教職員については様式2)を提出してください。なお、一般の方の入 構は認められません。	
4	レッドC	活動の停止	大学機能の最低限の維持のために、専攻長など組 織代表者の許可の下で、生物の世話、液体廃棄物の 補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサー バーの維持などを目的に、一時的に入室する研究ス タッフのみ立ち入りが可能です。	オンライン講義のみ (学内施設からの配属はできません。他に配備場所がない教員の授業 は、開講母体の判断に基づき開講取りやめを認めます。)	オンライン会議のみ 全面禁止	完全休憩とし、教員及び学生の入館を停止し ます。 電子ジャーナル等のオンラインサービスは継 続します。 学位論文執筆のため資料を必要とする本学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	職員は在宅勤務とします。 在宅で処理できない業務は、中断、休止す ることを原則としますが、給与支給、学生のオ ンライン授業のために必要な業務など中断、 休止できない業務は継続します。	緊急性の高い業務のみ入構を許可します。所定の書類(様式3)を事前 に専攻長・系長等に提出して許可を受けてください。なお、一般の方 の入構は認められません。	

(注) * 本指針は、本部から示された指針に、本研究科の事情を鑑みして所要の改訂を加えたものです。5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、活動再開に向けたものとして本指針を大きく改訂しました。

** 日付はステージ移行の目安を指します。感染状況によりステージ変更が延期されたり、活動制限が再強化されることがあるので留意してください。